

## 日本法人設立の報酬額と実費

報酬額	180,000円 (別途消費税9,000円)・・・①
-----	-------------------------------

※日本法人設立までの報酬額です。設立登記のほか、資本金送金のコンサルティング、事務所物件探しのサポート、外国為替管理法上の手続（日本銀行への届出）を含みます。

※報酬額には、在留資格の取得手続、税務・会計・社会保険手続きなどは含まれておりません。これらの手続きが必要な場合は別途ご相談ください。

※定款、議事録等設立に必要な書類を英語又は中国語で作成する場合は、定款については52,500円、その他の書類（議事録等）については1枚当り5,250円の追加報酬額が発生します。但し、就任承諾書、発起人決定書、サイン証明書、親会社となる外国法人の宣誓書（アフダビット）のドラフト作成費については報酬額に含まれております。

実費	
株式会社の場合	215,000円・・・②  (明細) 1. 登録免許税：150,000円 ※株式会社設立の登録免許税の金額は、「資本金額×0.007」円となります。しかし、最低金額が150,000円と決まっているので、「資本金額×0.007」円が150,000円未満の場合でも、登録免許税は150,000円となります。  2. 定款認証料：51,500円 ※電子定款で作成しますので、定款に貼付する印紙代40,000円は不要です。  3. その他：13,500円

	※交通費、郵送費、履歴事項全部証明書（会社登記簿）の取得費、印鑑代などです。
合同会社の場合	<p>73,500円・・・③</p> <p>(明細)</p> <p>1. 登録免許税：60,000円</p> <p>2. 定款認証料：0円</p> <p>※合同会社の場合、公証人による定款の認証は不要です。電子定款で作成しますので、定款に貼付する印紙代40,000円は不要です。</p> <p>3. その他：13,500円</p> <p>※交通費、郵送費、履歴事項全部証明書（会社登記簿）の取得費、印鑑代などです。</p>

※実費は、資本金の額、設立後に取得する履歴事項全部証明書の通数などによって若干増減いたします。

報酬額と実費の合計	
株式会社の場合 ①+②	404,000円
合同会社の場合 ①+③	262,500円

※ご依頼時に報酬額の半額を着手金として一緒にお支払いください。但し、登録免許税については登記申請を行う際にお支払いいただくこともできます。実費の未使用分については返金いたします。報酬額の残金は、日本法人の設立登記完了時にお支払ください。

以上